

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水の現況と評価

1 生活排水処理の体系

郡山市の2016年度における生活排水処理フローを図4-1-1に示します。
 計画処理区域内人口は334,702人であり、そのうち公共下水道接続人口は225,548人、
 合併処理浄化槽処理人口は48,312人、農業集落排水接続人口は9,401人、単独処理浄化
 槽処理人口は36,780人、汲取し尿人口は14,661人となっています。

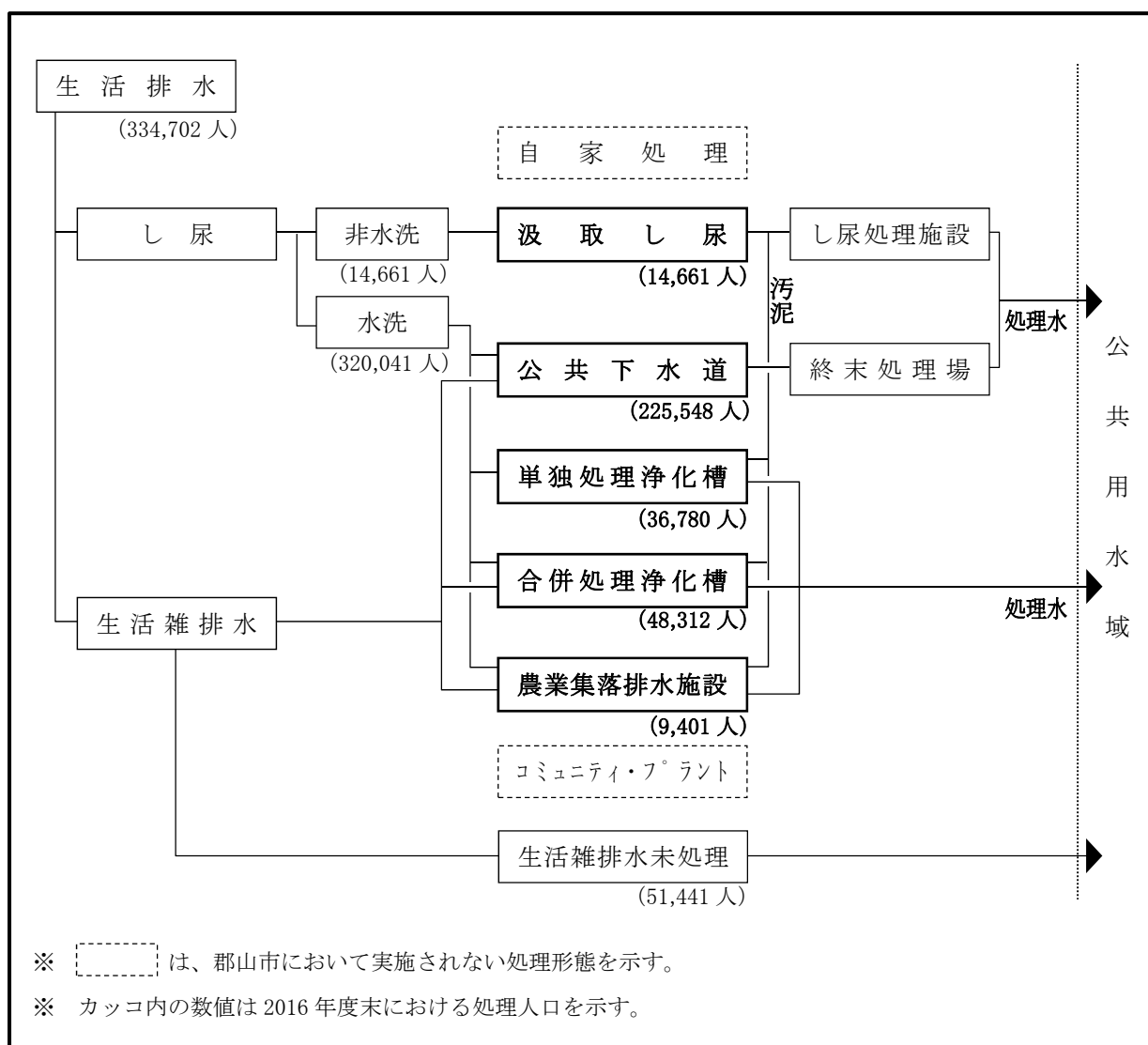


図 4-1-1 郡山市の生活排水処理体系

2 生活排水処理等の状況

(1) 生活排水処理状況

過去5年間における生活排水処理人口及び水洗化率、生活排水処理率の推移を、表4-1-1に示します。

水洗化率並びに生活排水処理率は上昇傾向にあることから、郡山市における生活排水処理は浸透していると評価できます。

処理形態別人口の推移を見ると、公共下水道接続人口及び合併処理浄化槽処理人口は増加傾向にあります。農業集落排水接続人口は2014年度を境に漸減の傾向にあります。

また、接続率の推移を見ると、公共下水道の接続率が低下している一方で農業集落排水施設接続率は上昇していることがわかります。

下水道への接続率が低下している理由として、公共下水道整備事業は現在も進行しているため計画処理人口そのものが増加していることが挙げられます。

対する農業集落排水施設は、2009年度をもって整備事業が終了しており、現在までに着実に施設への接続が行われたことから、接続率が上昇したと考えられます。

表 4-1-1 生活排水処理人口等の推移

(単位：人)

区分	年度	2012	2013	2014	2015	2016
1.計画処理区域内人口※ ¹		327,296	328,135	328,860	335,493	334,702
2.水洗化・生活雑排水処理人口※ ²		272,367	274,138	279,022	281,458	283,261
(1)コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽人口		42,868	43,428	45,670	47,031	48,312
(3)公共下水道接続人口※ ³		220,101	221,267	223,884	224,970	225,548
接続率 (%)		95.4%	95.4%	95.3%	95.2%	94.9%
(4)農業集落排水施設接続人口		9,398	9,443	9,468	9,457	9,401
接続率 (%)		69.8%	71.3%	72.2%	73.3%	73.9%
3.水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)		39,494	38,932	36,581	39,229	36,780
4.非水洗化人口		15,435	15,065	13,257	14,806	14,661
(1)汲取り尿人口		15,435	15,065	13,257	14,806	14,661
(2)自家処理人口		0	0	0	0	0
5.計画処理区域外人口		0	0	0	0	0
水洗化率		95.3%	95.4%	96.0%	95.6%	95.6%
生活排水処理率		83.2%	83.5%	84.8%	83.9%	84.6%

※¹ 現住人口(年度末)と同値とする。

※² 合併処理浄化槽処理人口及び公共下水道接続人口、農業集落排水施設接続人口は郡山市上下水道局資料の値と同値とし、単独処理浄化槽処理人口及び汲み取り尿人口は、計画処理区域内人口との差分を環境省実態調査結果より案分することで求めることとする。なお、詳細については資料編p.26に示す。

※³ 阿武隈川上流流域関連公共下水道及び湖南特定環境保全公共下水道の値を含む。

(資料：「郡山市統計情報(現住人口)」及び郡山市上下水道局資料、郡山市及び「一般廃棄物処理実態調査結果(平成24～28年度)、環境省」)

また、2015年度における福島県及び国と、2016年度における郡山市の水洗化率並びに生活排水処理率の比較結果を、表4-1-2に示します。

郡山市の水洗化並びに生活排水処理率は福島県の平均値よりも高いことがわかります。全国平均と比較すると、水洗化率は全国平均を上回っているものの、生活排水処理率は下回っています。

表 4-1-2 水洗化率及び生活排水処理率

	郡山市 (2016年度)	福島県 (2015年度)	国 (2015年度)
水洗化率	95.6%	89.8%	94.3%
生活排水処理率	84.6%	71.9%	85.4%

(資料：「一般廃棄物処理実態調査結果（平成27年度）」、環境省)

(2) 生活排水の処理主体

郡山市における生活排水処理主体の現状及び計画は、表4-1-3の通りです。

汲取し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬並びに浄化槽の清掃は、許可業者への全面委託により行っています。

表4-1-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体	
		現況	計画
①公共下水道	し尿及び生活排水	郡山市	郡山市
②農業集落排水施設	し尿及び生活排水	郡山市	郡山市
③コミュニティ・プラント	し尿及び生活排水	—	—
④合併処理浄化槽	し尿及び生活排水	個人等	個人等
⑤単独処理浄化槽	し尿	個人等	個人等
⑥し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	郡山市	郡山市
⑦自家処理	し尿及び浄化槽汚泥	—	—

※ 「—」は、郡山市において実施がないことを示す。

第2節 生活排水処理基本計画の検討

1 計画の基本理念及び基本方針

(1) 生活排水処理に係わる理念と目標

本計画の理念及び目標については、関連計画である第三次環境基本計画と整合を図り、下記のとおり定めることとします。



健康で安心して暮らせるまちづくり



水環境等の保全と改善

水は生命の源であり、生活環境や産業活動に欠かせない私たちの暮らしを支える貴重な資源です。また、水は一般的に、森林や農地等への降雨が土壌に保水されながら、地下水として流下し、河川や湖沼等、海に流れながら大気中に蒸発して再び降雨となり、循環しています。この豊かな水環境は、持続可能な形で次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

水環境の保全を図るため、水質汚濁防止法などの関係法令に基づき、水質汚濁の防止や土壌汚染対策等を行い、健全な水循環を維持し、または改善するための施策を推進します。

表4-2-1 基本理念

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水による公共用水域の汚染対策として水の適正利用に関する普及と啓発を行うとともに、地域の特性や処理対象に合わせた生活排水処理施設の整備及び維持管理を適切に実施していくこととし、基本方針は下記のとおりとします。

- ①計画処理対象区域は、郡山市全域とします。
- ②公共下水道の計画区域については、下水道整備の推進及び接続率の上昇を目指すこととします。
- ③郡山市における農業集落排水処理整備事業は2009年度をもって終了しているため、接続率の上昇を図ることとします。
- ④②及び③以外の区域については、合併処理浄化槽の設置となることから、単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しながら合併処理浄化槽への転換の指導、設置を推進します。

(3) 個別処理施設、集合処理施設により生活排水を処理する区域に関する事項

集合処理施設によって生活排水を処理する区域は、上下水道局の計画する公共下水道、農業集落排水施設により処理することとします。

その他、個別処理施設である合併処理浄化槽によって生活排水を処理する区域は、上記区域外全域とします。また、都市計画や農業振興からの見地、地域特性、周辺環境、経済性等を勘案し、社会情勢の変動により必要に応じて上記区域の見直しを行い、排水の適正処理を行います。

(4) 浄化槽汚泥収集運搬及び処理、処分に関する事項

合併処理浄化槽設置に伴い発生する汚泥及びくみ取りし尿は、許可業者によって収集・運搬され、郡山市所管の富久山クリーンセンター衛生処理センターで処理されています。

第一処理施設にて発生した汚泥は第二処理施設へと移送され、脱水処理されたのち、富久山クリーンセンター内焼却施設へと搬出され、焼却処理を行っています。

富久山クリーンセンター衛生処理センターの概要を表4-2-1に示します。

表 4-2-1 富久山クリーンセンター衛生処理センターの概要

施設名称	第一処理施設	第二処理施設
所在地	富久山町福原字北畑 1-2	
処理能力	170kℓ/日 (し尿:70kℓ/日、浄化槽汚泥:100kℓ/日)	70kℓ/日 (し尿:60kℓ/日、浄化槽汚泥:10kℓ/日)
処理方式	主処理：標準脱窒素処理方式 高度処理：凝集沈殿処理 ＋オゾン酸化処理 ＋砂ろ過処理	主処理：高負荷脱窒素処理方式 高度処理：凝集加圧浮上処理 ＋砂ろ過処理 ＋活性炭吸着処理
放流先	一級河川藤田川	
竣工年月	1966年3月	1990年3月
処理水質	BOD：10 mg/ℓ以下 S S：20 mg/ℓ以下 T-N：10mg /ℓ以下 P : 1 mg/ℓ以下	p H：6.5～8.5 BOD：10 mg/ℓ以下 COD：30 mg/ℓ以下 S S：10 mg/ℓ以下 T-N：10 mg/ℓ以下 T-P：1 mg/ℓ以下 色度：40度以下 大腸菌群数：200個/ml以下
備考	1980年3月に増設	—

※ 希釈水は一級河川阿武隈川より取水
(資料：施設パンフレット及び「清掃事業概要～平成28年度版～」、郡山市生活環境部)

(5) 計画目標年度

本計画における目標年度は、2018年度を初年度とし、10年後の2027年度とします。

なお、諸条件に大きな変更が生じた際は適宜見直しを行うこととします。

2 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

①処理の目的

先述の理念・目標を達成するため、概ね全ての生活排水を処理することを目標とし、また、郡山市の各区域の実情に応じた処理方式を採用するものとします。

2027年度の目標値等は表4-2-2～4のとおりです。

(ア) 生活排水の目標

表 4-2-2 生活排水処理の目標

年度	実績値 (2016年度)	目標値 (2027年度)
水洗化率	95.6 %	98.9 %
生活排水処理率	84.6 %	96.1 %

(イ) 人口の内訳

表 4-2-3 水洗化人口及び生活排水処理人口の目標値

(単位：人)

年度	実績値 (2016年度)	目標値 (2027年度)
1. 行政区域内人口	334,702	318,331
2. 計画処理区域内人口	334,702	318,331
3. 水洗化人口	320,041	314,748
4. 生活雑排水処理人口	283,261	305,817

(ウ) 生活排水の処理形態別内訳

表 4-2-4 生活排水の処理形態別人口の目標値

(単位：人)

区分	年度	実績値 (2016年度)	目標値 (2027年度)
1. 計画処理区域内人口		334,702	318,331
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		283,261	305,817
(1) コミュニティ・プラント人口		0	0
(2) 合併処理浄化槽人口		48,312	54,154
(3) 公共下水道接続人口		225,548	242,534
(4) 農業集落排水施設接続人口		9,401	9,129
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)		36,780	8,931
4. 非水洗化人口		14,661	3,583
(1) 汲取り尿人口		14,661	3,583
(2) 自家処理人口		0	0
5. 計画処理区域外人口		0	0

②生活排水を処理する区域及び人口等

目標年度における、生活排水を処理する区域は、郡山市全域とします。

生活排水を処理する区域及び人口等の現在の状況と目標年度における将来予測値を、表4-2-5～6に示します。

表 4-2-5 水洗化率及び生活排水処理率の推移 (2012~16 年度)

(単位：人)

区分	年度	実 績 値				
		2012	2013	2014	2015	2016
1.計画処理区域内人口		327,296	328,135	328,860	335,493	334,702
2.水洗化・生活雑排水処理人口		272,367	274,138	279,022	281,458	283,261
(1)コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽人口		42,868	43,428	45,670	47,031	48,312
(3)公共下水道接続人口		220,101	221,267	223,884	224,970	225,548
接続率 (%)		95.4%	95.4%	95.3%	95.2%	94.9%
(4)農業集落排水施設接続人口		9,398	9,443	9,468	9,457	9,401
接続率 (%)		69.8%	71.3%	72.2%	73.3%	73.9%
3.水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)		39,494	38,932	36,581	39,229	36,780
4.非水洗化人口		15,435	15,065	13,257	14,806	14,661
(1)汲取り尿人口		15,435	15,065	13,257	14,806	14,661
(2)自家処理人口		0	0	0	0	0
5.計画処理区域外人口		0	0	0	0	0
水洗化率		95.3%	95.4%	96.0%	95.6%	95.6%
生活排水処理率		83.2%	83.5%	84.8%	83.9%	84.6%

表 4-2-6 水洗化率及び生活排水処理率の将来予測値 (2017~27 年度)

(単位：人)

区分	年度	将 来 予 測 値										目標年度
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
1.計画処理区域内人口		327,541	326,677	325,812	324,948	324,003	323,059	322,114	321,170	320,225	319,278	318,331
2.水洗化・生活雑排水処理人口		288,388	291,010	293,342	295,319	297,141	298,794	300,543	302,127	303,700	304,853	305,817
(1)コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽人口		49,415	49,956	50,484	50,997	51,490	51,967	52,432	52,884	53,323	53,747	54,154
(3)公共下水道接続人口		229,511	231,592	233,411	234,890	236,244	237,453	238,774	239,943	241,123	241,907	242,534
接続率 (%)		95.5%	95.7%	95.8%	95.9%	96.0%	96.1%	96.2%	96.3%	96.4%	96.4%	96.6%
(4)農業集落排水施設接続人口		9,462	9,462	9,447	9,432	9,407	9,374	9,337	9,300	9,254	9,199	9,129
接続率 (%)		75.6%	76.7%	77.8%	79.0%	80.1%	81.2%	82.4%	83.5%	84.7%	85.8%	86.9%
3.水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)		27,533	25,337	23,287	21,465	19,604	17,813	15,835	13,944	11,992	10,395	8,931
4.非水洗化人口		11,620	10,330	9,183	8,164	7,258	6,452	5,736	5,099	4,533	4,030	3,583
(1)汲取り尿人口		11,620	10,330	9,183	8,164	7,258	6,452	5,736	5,099	4,533	4,030	3,583
(2)自家処理人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5.計画処理区域外人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水洗化率		96.5%	96.8%	97.2%	97.5%	97.8%	98.0%	98.2%	98.4%	98.6%	98.7%	98.9%
生活排水処理率		88.0%	89.1%	90.0%	90.9%	91.7%	92.5%	93.3%	94.1%	94.8%	95.5%	96.1%

③行政区域内人口の推移及び将来予測値

郡山市における行政区域内人口の将来予測値は「人口ビジョン」と同値とします。
2007年度から2016年度までの推移並びに2017年度から2027年度までの将来予測値
は、表4-2-7のとおりです。

表 4-2-7 行政区域内人口実績値の推移及び将来予測値

(単位：人)

年度	実績値 (人)	増減 (人)	指数 2007=100.0	年度	将来予測値 (人)	増減 (人)	指数 2016=100.0
2007	337,926	—	—	2017	327,541	-7,161	97.86
2008	337,869	-57	99.98	2018	326,677	-864	97.60
2009	337,544	-325	99.89	2019	325,812	-865	97.34
2010	337,393	-151	99.84	2020	324,948	-864	97.09
2011	329,342	-8,051	97.46	2021	324,003	-945	96.80
2012	327,296	-2,046	96.85	2022	323,059	-944	96.52
2013	328,135	+839	97.10	2023	322,114	-945	96.24
2014	328,860	+725	97.32	2024	321,170	-944	95.96
2015	335,493	+6,633	99.28	2025	320,225	-945	95.67
2016	334,702	-791	99.05	2026	319,278	-947	95.39
	—	—	—	2027	318,331	-947	95.11

※ 人口ビジョンは2015年以降5年ごとの値を掲載しているため、記載のない年については、前後の数値を直線で結び算出することとする。

(資料：「郡山市統計情報」及び「郡山市人口ビジョン」、郡山市)

④処理形態別生活排水処理計画

(ア) し尿及び生活排水処理対象人口の推移

2012年度から2016年度までの5年間におけるし尿及び生活排水処理対象人口の推移は表4-2-8に示すとおりです。

表 4-2-8 し尿処理対象人口の推移

(単位：人)

項目 \ 年度	2012	2013	2014	2015	2016
計画処理区域内人口	327,296	328,135	328,860	335,493	334,702
コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	42,868	43,428	45,670	47,031	48,312
公共下水道接続人口 ^{※1}	220,101	221,267	223,884	224,970	225,548
農業集落排水施設接続人口 ^{※2}	9,398	9,443	9,468	9,457	9,401
単独処理浄化槽人口	39,494	38,932	36,581	39,229	36,780
汲取し尿人口	15,435	15,065	13,257	14,806	14,661
自家処理人口	0	0	0	0	0

※1 阿武隈川上流流域関連公共下水道並びに湖南特定環境保全公共下水道接続人口は、公共下水道接続人口に含める。

※2 農業集落排水施設整備地区は、下記のとおり。

- ・片平地区 ・三町目地区 ・川田地区 ・多田野地区 ・早稲原地区 ・阿久津地区
- ・河内地区 ・上伊豆島地区 ・富岡地区 ・木村小泉地区 ・小川地区 ・鍋山地区
- ・前田沢地区 ・中山地区

(以上14地区)

(イ) し尿及び生活排水処理対象人口の推定

計画目標年度におけるし尿及び生活排水処理人口の予測に際しては、関連計画との整合性を図りながら行うこととします。したがって、処理形態毎の予測値は下記のとおりとなります。

・計画処理区域内人口

計画処理区域内は全行政区域を対象とし、計画目標年度（2027年度）における計画処理区域内人口は、表4-2-7より318,331人です。

・し尿処理の減少人口

郡山市において、し尿処理施設によりし尿及び汚泥が処理される人口は、単独処理浄化槽人口と汲取し尿人口及び合併処理浄化槽人口です。このうち、単独処理浄化槽人口と汲取し尿人口は、公共下水道及び農業集落排水、合併処理浄化槽に移行することから減少していく見込みです。

・処理形態別人口の予測

処理形態別人口の予測にあたっては、次の i) ～vii) に行うものとします。なお、公共下水道及び農業集落排水施設接続人口並びに合併処理浄化槽の処理人口等は、郡山市上下水道局資料に基づき設定することとします。

i) 公共下水道

計画人口は表4-2-9のとおりです。計画人口の増加並びに接続率の上昇に努めることとします。

表 4-2-9 公共下水道接続人口の計画人口

年度	計画人口(人)	増減(人)
2017	229,511	+3,963
2018	231,592	+2,081
2019	233,411	+1,819
2020	234,890	+1,479
2021	236,244	+1,354
2022	237,453	+1,209
2023	238,774	+1,321
2024	239,943	+1,169
2025	241,123	+1,180
2026	241,907	+784
2027	242,534	+627

ii) 農業集落排水施設

計画人口は表4-2-10のとおりです。

農業集落排水施設整備事業は2009年度に終了しているため、今後は接続率を上昇させることとします。

なお、計画処理区域内人口の減少傾向に呼応し、接続人口も減少傾向となる見込みです。

表 4-2-10 農業集落排水接続人口の計画人口

年度	計画人口(人)	増減(人)
2017	9,462	+61
2018	9,462	0
2019	9,447	-15
2020	9,432	-15
2021	9,407	-25
2022	9,374	-33
2023	9,337	-37
2024	9,300	-37
2025	9,254	-46
2026	9,199	-55
2027	9,129	-70

iii) コミュニティ・プラント

計画がないことから、予測値を設定しません。

iv) 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽人口については、公共下水道で計画された区域以外を対象として設置を推進することとしており、表4-2-11のと通りの計画人口を見込んでいます。

表 4-2-11 合併処理浄化槽処理人口の計画人口

年度	計画人口(人)	増減(人)
2017	49,415	+1,103
2018	49,956	+541
2019	50,484	+528
2020	50,997	+513
2021	51,490	+493
2022	51,967	+477
2023	52,432	+465
2024	52,884	+452
2025	53,323	+439
2026	53,747	+424
2027	54,154	+407

v) 汲取し尿人口

汲取し尿人口に関しては2007年度から2016年度までの人口実績から推計を行い、表4-2-12のとおりとします。

表 4-2-12 汲取し尿人口の計画人口

年度	計画人口(人)	増減(人)
2017	11,620	-3,041
2018	10,330	-1,290
2019	9,183	-1,147
2020	8,164	-1,019
2021	7,258	-906
2022	6,452	-806
2023	5,736	-716
2024	5,099	-637
2025	4,533	-566
2026	4,030	-503
2027	3,583	-447

vi) 単独処理浄化槽

単独処理浄化槽は、2001年4月に改正された浄化槽法に基づき今後の新設は出来ないことから、合併処理浄化槽あるいはそれ以外の生活雑排水処理への転換を図ることとされています。

単独処理浄化槽の将来予測値は、計画処理区域内人口から公共下水道人口、合併処理浄化槽人口、農業集落排水施設人口、汲取し尿人口を差し引くことにより求めます。

算出結果は表4-2-13のとおりです。

表 4-2-13 単独処理浄化槽人口の計画人口

年度	計画人口(人)	増減(人)
2017	27,533	-9,247
2018	25,337	-2,196
2019	23,287	-2,050
2020	21,465	-1,822
2021	19,604	-1,861
2022	17,813	-1,791
2023	15,835	-1,978
2024	13,944	-1,891
2025	11,992	-1,952
2026	10,395	-1,597
2027	8,931	-1,464

vii) 自家処理人口

自家処理人口は既に0人であり、計画目標年度においても0人です。

⑤設備及びその他の整備計画の概要

合併処理浄化槽の整備について、郡山市は、下記条件を満たす家庭や地域に対して補助金を交付し、浄化槽の設置普及に取り組んでいます。

【補助対象者】

- ・補助対象地域において、単独処理浄化槽または汲み取り便槽からの転換により専用住宅等に浄化槽を設置する方。(共同住宅は対象外)
 - ・湖南町の区域においては、転換以外(新築等)も対象になります。
- ※湖南町以外の区域においては、新築の場合は対象になりません。

【補助対象地域】

- ・下水道の事業計画区域、農業集落排水施設が既に整備された区域又は同事業の予定処理区域を除いた市内全域。

(資料：「浄化槽設置費補助制度」、郡山市上下水道局)

2018年度から本計画の目標年度である2027年度にかけては年間400～550基程度の新設を見込んでおり、2027年度における合併処理浄化槽処理人口は2016年度実績値から5,842人増の54,154人となる計画です。

なお、設置は市による実施ではなく、個人による実施としています。

公共下水道の整備について、下水道整備事業計画に基づき整備を進めるとともに接続率の上昇に努めることとしており、2027年度における接続率は2016年度実績値と比較し1.6ポイント増の96.5%を目標としています。

農業集落排水施設については2009年度をもって整備事業が終了しているため、今後は更なる接続率の改善を目指します。また、関連計画の進捗も踏まえ、公共下水道への転換について検討を行います。

単独処理浄化槽及び汲取り尿に関しては、合併処理浄化槽及び公共下水道、農業集落排水施設の整備により、削減を進めていくこととします。

(2) し尿・汚泥の処理計画

①し尿・汚泥の排出状況

富久山クリーンセンターにおいて処理される汲取りし尿及び浄化槽汚泥の排出状況は、表4-2-14のとおりです。

表 4-2-14 し尿・汚泥の排出状況

区分 \ 年度	実績値 (2016年度)	目標値 (2027年度)
生し尿	11,464 kℓ	3,030 kℓ
単独処理浄化槽汚泥	17,096 kℓ	4,307 kℓ
合併処理浄化槽汚泥	28,724 kℓ	31,609 kℓ
農業集落排水施設	3,366 kℓ	3,176 kℓ
合計	60,651 kℓ	42,122 kℓ

②し尿・汚泥の発生量の推計

し尿排出量及び浄化槽汚泥の原単位は、これまでの郡山市の実績に基づき算出し、その平均値を用いることとします。(表4-2-15～18参照)

- ・汲取りし尿原単位 : 2.31 ℓ/人・日
- ・単独処理浄化槽汚泥原単位 : 1.32 ℓ/人・日
- ・合併処理浄化槽汚泥原単位 : 1.60 ℓ/人・日
- ・農業集落排水施設原単位 : 0.95 ℓ/人・日

表 4-2-15 汲取りし尿原単位

	①汲取りし尿 (kℓ)	②人口 (人)	③原単位 (ℓ/人・日)
2014年度	12,117	13,257	2.517
2015年度	12,199	14,806	2.257
2016年度	11,464	14,661	2.142
平均	—	—	2.305

※ ③=①/(②×365)×1,000 ℓ/日・人

表 4-2-16 単独処理浄化槽汚泥原単位

	①単独処理 (kℓ)	②人口 (人)	③原単位 (ℓ/人・日)
2014年度	18,824	36,581	1.410
2015年度	18,256	39,229	1.275
2016年度	17,096	36,780	1.274
平均	—	—	1.319

※ ③=①/(②×365)×1,000 ℓ/日・人

表 4-2-17 合併処理浄化槽汚泥原単位

	①合併処理 (kℓ)	②人口 (人)	③原単位 (ℓ/人・日)
2014年度	26,093	45,670	1.565
2015年度	27,405	47,031	1.596
2016年度	28,724	48,312	1.629
平均	—	—	1.597

※ ③=①/(②×365)×1,000 ℓ/日・人

表 4-2-18 農業集落排水施設汚泥原単位

	①農集排 (kℓ)	②人口 (人)	③原単位 (ℓ/人・日)
2014年度	3,276	9,468	0.948
2015年度	3,190	9,457	0.924
2016年度	3,366	9,401	0.981
平均	—	—	0.951

※ ③=①/(②×365)×1,000 ℓ/日・人

表4-2-15～18及び表4-2-9～13の値を元に、将来のし尿及び汚泥の発生量を推計した結果を、表4-2-19に示します。

表 4-2-19 し尿及び汚泥の発生量の推計

項目		年度										
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
汲取し尿	計画人口 (人)	11,620	10,330	9,183	8,164	7,258	6,452	5,736	5,099	4,533	4,030	3,583
	原単位 (ℓ/人・日)	2.31	2.31	2.31	2.31	2.31	2.31	2.31	2.31	2.31	2.31	2.31
	計画処理量 (kℓ/日)	26.8	23.9	21.2	18.9	16.8	14.9	13.3	11.8	10.5	9.3	8.3
単独処理	計画人口 (人)	27,533	25,337	23,287	21,465	19,604	17,813	15,835	13,944	11,992	10,395	8,931
	原単位 (ℓ/人・日)	1.32	1.32	1.32	1.32	1.32	1.32	1.32	1.32	1.32	1.32	1.32
	計画処理量 (kℓ/日)	36.3	33.4	30.7	28.3	25.9	23.5	20.9	18.4	15.8	13.7	11.8
合併処理	計画人口 (人)	49,415	49,956	50,484	50,997	51,490	51,967	52,432	52,884	53,323	53,747	54,154
	原単位 (ℓ/人・日)	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60	1.60
	計画処理量 (kℓ/日)	79.1	79.9	80.8	81.6	82.4	83.1	83.9	84.6	85.3	86.0	86.6
農集排	計画人口 (人)	9,462	9,462	9,447	9,432	9,407	9,374	9,337	9,300	9,254	9,199	9,129
	原単位 (ℓ/人・日)	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95	0.95
	計画処理量 (kℓ/日)	9.0	9.0	9.0	9.0	8.9	8.9	8.9	8.8	8.8	8.7	8.7
合計	計画人口 (人)	98,030	95,085	92,401	90,058	87,759	85,606	83,340	81,227	79,102	77,371	75,797
	計画処理量 (kℓ/日)	151.2	146.2	141.7	137.8	134.0	130.4	127.0	123.6	120.4	117.7	115.4

③し尿・汚泥の処理計画

し尿・汚泥の収集、運搬、最終処分は現在の形態で実施するものとします。

収集されたし尿、浄化槽汚泥は、郡山市所管の富久山クリーンセンター衛生処理センターにより処理されます。第一処理施設の処理能力は170kℓ/日（し尿：70kℓ/日、浄化槽汚泥100kℓ/日）、第二処理施設の処理能力は70kℓ/日（し尿：60kℓ/日、浄化槽汚泥10kℓ/日）となっています。

なお、富久山クリーンセンター衛生処理センターについては、第一処理施設は稼働開始から37年、第二処理施設は27年が経過していますが、2017年度までに基幹的設備改良工事を実施する予定です。したがって、今後も適正な維持管理により処理を継続するものとしますが、必要な時期に更新・長寿命化等の検討を行うこととします。

また、し尿等の下水道放流施設や、下水道流末処理施設への直接投入も検討の対象とすることとします。

(3) その他

生活排水対策の必要性、浄化槽の維持・管理の重要性について住民に周知を図るために、定期的な広報・啓発活動を実施します。

特に、台所排水の対策等、家庭でできる対策については、広報誌での周知の他にも関係機関・団体と連携を図るものとします。

浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び定期検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとします。公共下水道、農業集落排水施設への接続についても同様に、広報誌等による啓発を行います。